

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第188回豊島区都市計画審議会
事務局（担当課）		都市整備部都市計画課
開催日時		令和2年3月26日 木曜日 15時00分～16時00分
開催場所		豊島区役所8階 議員協議会室
議 題		<u>議案1～8</u> 池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の見直しについて <u>議案9</u> 東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 2人 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	中林一樹 中川義英 野口和俊 池邊このみ 小山清弘 楠本悦子 外山克己 竹下ひろみ 藤澤愛子 高橋佳代子 辻薫 里中郁男 細川正博 渡辺くみ子
	そ の 他	都市整備部長 地域まちづくり担当部長 建築担当部長 都市計画課長 再開発担当課長 沿道まちづくり担当課長
	事 務 局	都市計画課都市計画担当係長 同主査 同主事

(開会 午後3時00分)

都市計画課長 皆さんこんにちは。第188回豊島区都市計画審議会を開催させていただきます。皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、また、新型コロナウイルス等で騒がしい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

進行について、今回、付議案件のみを審議いただくという形で進めさせていただきます。

それでは、この先の進行につきまして、会長、どうぞよろしく願いいたします。

会長 こういう状況ですので、ぱっぱっと進められればと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、第188回豊島区都市計画審議会を開会したいと思います。議事日程に従って進行してまいります。先ほど、事務局よりご説明あったように、本日、付議案件の2件のみということで開かせていただきたいと思います。

では、最初に委員の出欠状況について、事務局より報告をお願いします。

都市計画課長 出欠につきまして、小泉委員、定行委員、早坂委員、剣持委員より、事前にご欠席のご連絡をいただいております。また、辻委員よりおくれしてみえられる旨のご連絡をいただいております。

なお、本日の審議会でございますが、委員の半数以上の出席を現時点でいただいておりますので、豊島区都市計画審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしていることを、あわせてご報告をさせていただきます。

会長 本日の議事でございますけれども、先ほどご説明させていただいたとおり、「池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の見直しについて」、「東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について」の2件の付議についてでございます。細かい案件としては9件ございます。

都市計画課長 事務局から補足をさせていただきます。

本日は、付議がございますが、本来ですと、区長あるいは副区長が付議文を読むという形になりますが、今回こういう事態ですので、付議文の受け渡しについて、また区からのご挨拶については、省略をさせていただきます。付議文そのものにつきましては、中林会長の机上に配付しております。皆様におかれましては、付議文の写しを席上に置いております。

ので、ご確認いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

会長 では、傍聴希望について事務局にお伺いします。本日、傍聴希望者はいますでしょうか。

都市計画課長 本日は、傍聴希望の方がいらっしゃいます。ご入室いただいてよろしいでしょうか。

会長 はい。わかりました。何人もおられる。間をあけて座ってください。

（傍 聴 者 入 室）

会長 それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

都市計画課長 本日の資料でございます。事前に送付させていただいておりますものと、机の上に配付しているものとございます。「議案9の資料第1号」を机上配付をさせていただいております。

また、本日の審議会では、先ほど申し上げました、報告1の参考資料第1号、参考資料第2号、参考資料第3号、この3つの資料を机の上に配付をさせていただいております。また、「報告1の資料第1号」について、差しかえをお願いしたいと思います。

ご確認いただきまして、資料に不足がございましたら、お知らせいただきたいと思います。事務局が参ります。

会長 よろしいでしょうか。それでは、付議案件であります「池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の見直しについて」に入ります。

説明をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。資料は、都計審の資料、議案1～8、資料第1号と書いているA4のものでございます。まず、こちらを説明させていただきます。こちらの1枚のペーパーでございます。

この池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の変更でございますが、第182回目の本審議会から今回で7回目の説明でございます。今回は付議ということでございます。説明については適宜割愛をさせていただきたいと思います。

まず、地区計画の変更。1番（1）でございます。変更の概要についてでございます。大きく2点でございます。（ア）地区計画の区域の拡大・分割をいたします。（イ）景観計画の整合ですね。今まで、景観計画と整合がとれていなかった部分がございますので、今回の改正で整合をとりま

すといったものでございます。

(2)、説明会の状況でございます。前回の本審議会でご報告をした後、1月29、31日と2回、説明会を開いておりまして、延べ84名の方のご出席をいただいております。

(3)、縦覧・意見募集でございます。1月28日から2月10日の2週間、縦覧・意見募集を行っております。意見は1通いただいております。

(4)、説明会でいただいた主な意見と区の見解ということで、記載をさせていただいております。大きく2点でございます。地区計画の都市計画案には、原案についての意見がどのように反映されているのかというご質問をいただきました。それに対して、原案についていただいた意見、前回の説明会の意見ですね。こちらは、主に個別のまちづくりに関するもので、いずれも原案の内容を変更するものではなかったため、原案と案は同じものですよという回答をさせていただいております。

2つ目、風俗等に関する用途の制限をかけてほしいというご意見をいただいております。こちらについては、来年度以降に行う各地区での規制緩和ルールの検討の中で個別に検討していくということで、今後の参考にさせていただきますというご回答をさせていただいております。

(5) 意見募集でのご意見と区の見解ということでございます。意見募集は1点だけございました。池袋駅東口のバスの発着場を集約してほしいというご意見をいただいております。こちらにつきましては、池袋東口では、駅周辺の都市計画道路の整備、環5の1の整備を契機に、明治通りの通過交通を抑制し、駅前のバスやタクシー等の集約化を進めて、駅前広場の広場空間の確保と歩行者空間の拡充を図り、その中で考えていくということをお示しさせていただいております。

裏をめぐっていただきまして、(6)でございます。今までの取り組みということで4点挙げさせていただいております。説明会だけでも、今までですと全部で8回やっております。

それから、(7)でございます。今後のスケジュールということで、本日付議ということでございます。来年度からは、各地区のまちづくりの進捗に応じて、より詳細に検討してまいるといったものでございます。

それでは、次の資料でございます。実際の変更についてということで、この説明会で用いた資料をもとに簡単に、もう既に皆さんご存じかと思ひ

ますので、簡単に触れさせていただきたいと思います。こちらの資料、A3の横の資料をお取り出しいただきたいと思います。

地区計画の区域というところで、中段から上のところに書いてございます。今回の地区計画の変更は、従前にあったこの一点破線で書いている区域を拡大し、かつ7つに分割するものが、主な主眼でございます。

次のページ、裏をおめくりいただきたいと思います。池袋駅周辺地域の全体の目標ということで、これも前回、前々回同じような説明をさせていただいておりましたが、まちづくりの機運が上がっている中、世界中から人を引きつける国際アート・カルチャー都市のメインステージの実現に向けたまちづくりを推進しているといった方向を打ち出しております。これは、7つに分けた地域全体の目標でございます。各地域の目標についてということで、1番から7番、7つに分割しますので、7番まで記載をしております。こちらにつきましては、前回詳しく説明をさせていただいておりますので、今回、省略をさせていただきたいと思います。

それでは、4ページをおめくりいただきたいと思います。参考でございますが、方針付図ということでネットワーク図についてお示しをしているところでございます。こちらも参考ということで見ていただきたいと思っております。主には歩行者ネットワーク、それから地下歩行者ネットワーク、デッキ歩行者ネットワークということで、歩行者ネットワークを図示しているものでございます。

それから、5ページ目でございます。まちづくりのルールについて。基本的にはルールを変えておりませんが、今回エリアを拡大したということ以外に、敷地面積の最低限度という規制がエリア全体にかかっていることが大きな特徴でございます。従前も、変更後も変わりませんが、グリーン大通りに面する敷地については200平米未満の敷地分割はできない。これは前から同じものでございます。

変わるのが、2でございます。上記以外の敷地では、新たに100平米未満の敷地を分割して建築することはできませんと書いております。従前は、主要街路に面する敷地だけだったものをエリア全体に広げたといったものでございます。

最後のページをおめくりいただきたいと思います。建築物等の形態、色彩、意匠でございます。こちらは、豊島区景観計画との整合を図るという

ことで、地区計画の記載としてはコンパクトにしたといったものでございます。

今後のスケジュール、あるいは縦覧に対する意見の提出先が、下の段に書いているところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会長 説明、以上ということですが、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

確認ですけれども、全部で7ブロックに分けたわけですが、その境目である主要街路を挟んで両側の沿道の地区計画上の制限等については、基本的には同じものになっていると理解しておいてよろしいのでしょうか。

都市計画課長 沿道を挟んで同じルールということでございます。

会長 ただ、最低限敷地が場所によって変わってくるということですか。

都市計画課長 最低限度の敷地については、基本的に100平米未満分割不可ということですが、グリーン大通りに面する敷地は両側で200平米未満の敷地分割不可となっています。

会長 そこは両側でしたか。

都市計画課長 はい、そうですね。

会長 わかりました。

はい、どうぞ。

委員 付議ということで、改めて伺いたいことがあります。

今回の見直し計画で、平成19年に行われた都計審のときに、池袋駅周辺主要街路沿道エリア地区計画の概要というのがあって、それとの関係で言うと、エリアの地域を拡大したという認識で、とまっているんですが、基本的にはそういう受けとめ方でよろしいでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 はい。ご認識のとおりでございます。現状のエリアについて、一点破線の赤色で示しております。今回それを面的に広げているといったものでございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 その中で、疑問に思ったのは、一つ一つの地域のまちづくりの地区計画の目標で、基本的には文章が一緒で、地域的に特徴的なところが若干違っているということです。

それで、改めて確認をさせていただきたい。平成27年7月に池袋駅周辺地域が、特定都市再生緊急整備地域の指定を受けということで、基本的にはここから開発の機運も盛り上がって、拡充をして具体化をしていくという受けとめ方をしました。

前文のところで、「常に新たな都市像として国際アート・カルチャー都市を掲げる中で」や、「池袋の玄関口にふさわしい良好な景観形成を図るとともに」ということが、今回の地区計画の見直し案に書かれています。今回、緊急整備地域等々の関係で、豊島区の池袋の駅周辺をどう見ているのかというのを、当時の池袋周辺地域再生委員会の議事録を読みました。今出されているものというのは、国際アート・カルチャーとか、来街者との関係、住んでいる人との関係もありますというのが、この間のご答弁でもいただいています。やっぱり池袋駅周辺をどう見るかという部分で、この池袋周辺地域再生委員会でのご発言の中で、池袋らしさを出すことが重要だとありました。池袋らしさという表現は、今回も使われていますけれども、何が池袋らしさかという部分がすごく気になりました。

改めて当時のものを読みましたが、生活の拠点であることや、長い歴史などを尊重しながら、池袋らしさを出していくことが必要である。緊急整備地域として他地区と比べ特徴的な点は、東側の不燃化特区の木造住宅密集地域を含んでいるということで、こういう状況の開発、見直し計画をきちんと進めるのとあわせて、防災的な部分も構えていく必要があるのではないかという指摘をされている方がいました。別の方は、豊島区の特徴というのは、池袋の駅周辺が子供から大人まで幅広い年齢層の人がいるまちだと感じているという指摘をしていました。

何で、わざわざこんなことを言ったかといいますと、池袋駅周辺のところの計画を見直すためにどうするかという話になると、来街者の問題、国際アート・カルチャーの問題、それから池袋の駅が玄関口にふさわしい良好な景観とかという、そういうような表現をされています。私は、先ほど読み上げました文章を見て、池袋の駅の特徴というのは、やっぱりすぐ身近に住宅があり住んでいる人もいます。それから、もちろん駅を中心に、来街者の方も来る。こういう状況を客観的に認識した上で、地区計画をきちんと立てることが必要なんじゃないかと思っています。

その関係で言いますと、2018年にお出しになられた池袋周辺地域の

整備方針を見ますと、まちづくりの視点というところでは、アート・カルチャーの魅力で世界中から人を呼び寄せ、新文化、新産業を育む。それから都市空間を人間優先へ、誰もが主役になれる舞台に。それから、先人が培ってきた文化、文化資源を生かしながら、新たなまちづくりへというまちづくりの視点があり、今回の計画も、要所要所にここら辺の文章がずっとかかわってきています。

近隣に住んでいる人の生活との関係がどうなるのでしょうか。いま一つ、そこら辺の視点が、構えとしては足りないのではないかと考えています。

都市計画課長 ご意見、ご質問ありがとうございました。従前住んでいる区民についても、当然、考えていく必要があると考えております。

ただ1点、今回の地区計画のエリアでございますが、先ほどご指摘をいただいた東池袋エリアの木密地域は外れています。ここで考えていかなければいけないのは、今回の地区計画のエリアについては住宅街というところが入っていないエリアでございます。その住宅の整備についての記載がややされていないところは、ある意味しようがないのかなと考えております。ただ、エリアによっては、住宅も分譲マンション等ございますので、そういったところは、今後、7つに分割した一つ一つのエリアのまちづくりを検討する中で書き込んでいきたいと考えております。

会長 はい、どうぞ。

委員 基本的に、この今回の地区計画の中に住宅が入っていないのはよくわかっています。ただ、道路1本隔てたところに、例えば、あずま通りを隔てた南池袋三丁目というのは住宅街です。それから雑司が谷の停留所の向こう方も、まさに住宅街です。そういう意味では、住宅街に直結をしており、日常的な生活の中で使う空間だという部分はあると思います。そういうようなことも含めて、道路の使い方、それから駐車場のあり方とかを見ていくことが大事ではないかなと思います。そこら辺がいま一つ分からなかったです。そこら辺はどうでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 繰り返しになりますけど、今回のエリアそのものは、そういう住宅の要素があんまり色濃くはないというところがあり、その表現はされておりましたが、住宅地と接している部分がございます。先ほど申し上げたとおり、個別のまちづくりの検討を行っていく上で、書き込み等は充実

していきたいと考えております。

会長 はい、どうぞ。

委員 副都心のときにもお尋ねをしていますけれども、池袋駅前の明治通りのあり方とかというのがまた変わっていくのでしょうか。環5の1号線が完成後、車の流れがどうなっていくのか。この車の流れの変化があることによって、南池袋地域、雑司が谷地域、高田地域というのは、あり方が変わってくると思います。

車の通れる道路がきちんと確保されないと、住民の住宅街のところにも、地上の部分に車が押し寄せてくるという可能性も十分あります。私は、環5の1号線に何十年とかかわってきた経過も含めると、これでいいんだろうかと感じる部分があります。今回の問題ではないということではなくて、車の流れ、人の流れを含めて、総合的に見ていかないといけないのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 ご指摘ありがとうございます。環5の1号線の完成は、恐らく、もう少しかかるかなと考えております。現時点で、それを想定しながらまちづくりを進めていくことは重要だと思っております。ただ、それも、個別なまちづくりを考えていく上で、その部分については加味していきたいと考えております。

会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 1点、確認です。参考資料第1号で、説明会及び意見募集での主なご意見として、5点ほど示されていますが、この中の2点目に、高さの制限をかけていくべきではないかというご意見があります。ここの地区計画のところで考えていく方向なのか、それとも高さの制限については、特に余り言及しないのか。住宅地だと、15メートルだとか20メートルという数字をよく見るけど、駅周辺の高さ制限に関しては、今後どういう方向で検討をしていくのかお聞かせ願えればと思います。

都市計画課長 ご指摘いただいた5つの質問については、前々回の説明会でのご意見ということで承っております。高さについては、このほかにも、今まで8回やった中でも何回かご質問を受けております。しかし、今回の地区計画の変更では採用しておりません。いろんな意見があってもともと高さ制

限はありませんので、制限をしないほうが良いという意見もありました。全体としてかけていくのか、かけるとしたら駅前だけ外すのかという議論にもなっていくと思います。やはり、個別のまちづくりの検討の段階で決めていくということが一番いいのかなと考えております。

会長 よろしいですか。

委員 景観計画でもかかわってくるので、池袋駅周辺に関しては言及していないと思ったところです。ですから、整合性の問題なんかも図っていく必要があるなと思いましたので、質問させていただきました。ありがとうございました。

都市計画課長 ありがとうございます。景観計画は、今回、地区計画と連動して検討しております。本日の審議会では流れましたが、次回、景観計画の変更についても、どういう観点で、どういうふうな整合をとったかについては説明をさせていただきたいと思っております。

会長 先ほど確認で伺った道路の両側の規制が、そろっているということですが、高さの規制も主要な道路の左右で整合を図りながら、ぜひ、個別の地区計画の運用を考えていただきたいと思います。

だから、何もしませんということでは必ずしもなくて、この通りについては、こういう高さのそろい方をしませんかという提案もあると思います。また、道路に面した一番いわば表のパラペットの高さ、そこから少しセットバックして、少し高くするにはいいけども、ぱっと見たときのいわゆるビスタのエッジだけはそろえませんかという高さのとり方もあると思います。その辺は今、委員からお話があったように、景観計画でどういう街並み景観を今後整備していくのかにあわせて、了解を得ていただきたいと思います。

あと、参考資料の4ページ、この地区計画の区域の東池袋一丁目に相当する部分も、ここには入っていますけども、ここを別途に地区計画をつくらうとしているわけですね。

都市計画課長 ご指摘のとおりです。この東池袋一丁目地区は、今回、報告資料の中には入っており、説明はしませんけど、別の地区計画ということなんです。しかし、ネットワークとしては、これは分断するわけにはいきませんので、このエリアに入れた表現をしております。

会長 はい。そうすると。なおさら隣あった地区計画が、ネットワーク、街路

景観等々、さまざまに連携するわけですので、ぜひ、地区計画間の調整をしっかりとマネジメントしていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この案件につきまして、皆さんからの質問、あるいはご意見等、おおむね出されたということですのでよろしいでしょうか。

(は い)

会長 はい。

それでは、議案の1から8です。それぞれ個別の地区計画案だと思いますが、議案の1から8についての議決に移らせていただきたいと思います。

議案1から8については、既存の地区計画を廃止して、新たに7つの地区計画を決定するというもので、地区計画としては7つに分割されていますが、先ほど来のお話のように、7つが合わさって、初めて池袋駅周辺のまちづくりが展開できることとございます。個別の地区計画にそれぞれの地域性、あるいは背後の地区との関係を入れ込んでいくという作業はこれからになりますけれども、大筋の骨格については、共通して、これからのまちづくりを考えていくと、そういう説明であり、意見交換であったかと思しますので、この7つについて、一括して議決をとらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(は い)

会長 はい。

それでは、議第69号から議第76号「東京都市計画地区の決定・変更について」、賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会長 賛成多数と認めますので、議第69号から議第76号については可決いたしました。

それでは、次に、本日の付議案件の2件目でございます。議案9「東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について」です。この説明をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、説明をさせていただきます。「東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について」の資料です。議案9の資料第1号を見ていただきたいと思っております。

こちらについては、1月14日の本審議会でも報告をさせていただいて

おりまして、全く同じ内容でございます。ですので、適宜割愛をさせていただきます。

変更の経緯でございます。東京国際大学が、今回、地域冷暖房を活用するための変更でございます。変更内容の概要については、この3の導管・洞道を見ていただきたいと思っております。赤色のラインが、東池袋7号線ということで、新規に敷設をするものでございます。こちらの都市計画変更でございます。

その先、こちらの図面ですと右下になりますが、東京国際大学までつなげるといったものです。その間に175号線が入っております。

裏面を見ていただきたいと思っております。都市計画変更ですので、縦覧・意見募集をやっております。期間は、2月28日から2週間、3月12日まででございます。意見についてはゼロでございました。

今後のスケジュールでございます。本審議会の後、月末に都市計画決定をしたいと思います。

なお、都市計画変更として、東京都との協議がございました。東京都の協議については、参考資料の後ろについております。協議結果通知書ということで、意見なしで2月17日にいただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。それでは、議案9についての説明は以上でございます。

何かご質問、あるいはご意見はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 この案件は、賛成をいたします。

教えていただきたいのですが、工事をするわけですね。この間、造幣局の防災公園の向かい側の方のところ、区道と176号線と、それから補助81号線とか、いろんな工事が重なっていて、どうなるのか。いろんなお気持ちをお持ちの方が多くて、道路の独自説明なんかもやっていただいたのですが、都市計画決定をされて、具体的にどんな感じで、地域にお知らせが入るのでしょうか。

また、どのくらいの工事というイメージを持てばいいのでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 今回、主にサンシャインの地下ということですので、直接は区民の方々

に影響はないものかと思います。ただ、175号線のところは、工事が横断しますので、そこは工事の影響が出ると思います。

工事の日程等は、決まりましたら、また別途、お知らせをしたいと思っております。

委員 すみません。

どのくらい先になるかとかは、まだまだ、全くわからないのでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 細かいスケジュールがないのですが、基本的に大学が2023年4月ごろ竣工いたします。開学は9月ですが。それに間に合うようにやるということでございます。恐らくは、今年中には着工すると考えております。

委員 はい、結構です。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 ちょっとよろしいでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

委員 実は、こういう熱源の暖房施設のパイプが走っていることは、初めて知りました。どういう建物に直接、こういう熱源が供給されているのかどうか。また、西側は全くないわけですが、今後、開発をされる際に、供給するようなことはあるのか。教えていただきたい。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 個別に、供給している建物について情報は提供させていただきたいと思っております。それから、西口にも、池袋ターミナルビルの下に熱源があります。一応、再開発では、それを活用するといった議論は進んでおります。

会長 よろしいでしょうか。

今後、大きなビルが建ち上がっていくときに、地域冷暖房を使うことで、エネルギーの効率化を図っていく。

先ほどの地区計画に関連して、今後、池袋駅周辺でかなり動きが出たときに、どこまで対応していけるのかという課題も出てくると思います。

都市計画課長 これを拡充するかどうかの議論は、把握しておりません。開発が進むということでは、新たなプラントをつくることは議論されるかと考えております。

会長 はい、どうぞ。

都市整備部長 若干補足いたします。東側にあるサンシャインのプラントのように1社でこれだけ大きいエリアをやっているところは余りないです。新宿の西口では、各事業者が細かくやっているところもあります。供給先については、基本的には業務や商業の住宅系以外のところでの、大きな開発では供給義務があり、CO₂の発現等を抑制するために使っていかなければいけないということがあります。

例えば、本日、報告できなかつたですけども、東池袋一丁目の再開発が、これから都市計画が始まっていきます。こちらにも入っていきます。ただ、おっしゃるように、サンシャインからかなり遠くの位置にあって、旧庁舎の先にあるものですから、あそこには熱が届かない部分がありますので、サブプラントを再開発事業の中でつくります。そこで熱交換をしながら、開発との関係で整理していくということがあります。基本的には、池袋駅周辺で起きる大きな開発については、こういう地域冷暖房施設を使いながら、どんどん広げていくという基本的なスタンスがございます。

会長 もしご興味があれば、この参考資料3の7ページのところに、今の内容が説明されています。

今回の都市計画変更というのは、実は、既存の管では熱量が多過ぎて送れないので、並行して、もう一本つくったということです。資料の1ページだと、東池袋4号線という緑色の管がありますけども、これを延長することでは、その先に大量の熱量を運ぶのが無理だということで、改めて専用線として東池袋7号線というのを新管線としてつくる。ただ、工事としては、洞道の中がほとんどですので、パイプ通すだけ。既にあるトンネルの中に1本パイプをふやしていく。ただ、道路を抜くところだけ工事が必要になると。

あと、キャンパスの中は、キャンパスの建設主体者がそれを自分でどう使うかを工事していくということだと思います。よろしいでしょうか。

(は い)

会長 はい。

それでは、ご質問、ご意見、そろそろ、おおむね出されたようでございますので、議案9について、議決に移らせていただきたいと思います。

議第77号「東京都市計画地域冷暖房施設の変更について」、このことについて賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

会長 全員賛成と認めます。第77号は、可決いたしました。
それでは、報告案文を参考として事務局より配らせていただきますけど、よろしいでしょうか。

(は い)

会長 はい。じゃあ、配ってください。

(報 告 案 文 配 付)

会長 それでは、本日、コロナという緊急局面で、ほかの報告事項については、次回以降に延期させていただきました。付議案件につきましての審議は、以上で終了いたしましたので、本審議会としては以上にさせていただきますと思います。

傍聴の方はここまでということで、よろしく願いいたします。

あと、事務局より連絡事項がありましたら、よろしく願いいたします。

都市計画課長 ご熱心な議論、どうもありがとうございました。

本日の審議会をもちまして、現在の委員の皆様の任期が終わります。2年間、本当にありがとうございました。

次回の審議会でございますが、新たなメンバーで、5月下旬の開催を予定しております。今回、諮問に至りませんでした。景観計画の変更、あるいは東池袋一丁目の開発の報告を予定しております。

また、東池袋一丁目地区の市街地再開発事業については、都市計画手続は進んでまいりますので、個別にご意見、ご質問等ございましたら、事務局のほうで個別に説明をさせていただきますので、ご一報いただきたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会長 任期が、一応、切れるということでございますので、私からも改めて、この2年間、非常にたくさんの案件があり、また熱心にご議論いただきましてありがとうございました。私の不手際も含めて、2時間ではおさまりに切らない会が何回もあり、皆さんの時間を少しオーバーして使わせていただいまして、ご容赦ください。

それから、東池袋一丁目地区の再開発については、今、佳境に入った動きがあり、手続等を含めて進めていくということでございます。都市計画審議会では報告のタイミングがずれてしましまして、残念ですけれども、

いたし方ないかなと思っています。5月下旬に次の審議会ができるように
祈念したいと思います。

それでは、第188回豊島区都市計画審議会を終わりたいと思います。
熱心にご審議いただきまして、また付議事件2件、ご承認いただきまして
ありがとうございました。

(閉会 午後4時00分)

<p>会議の結果</p>	<p>議案1～8 池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の見直しについて</p> <p>議案9 東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>議案1～8に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料第1号 池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の変更について ・参考資料第1号 池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画見直し都市計画案 ・参考資料第2号 池袋駅東口A地区地区計画 都市計画図書一式 ・参考資料第2号 池袋駅東口B地区地区計画 都市計画図書一式 ・参考資料第2号 池袋駅東口C地区地区計画 都市計画図書一式 ・参考資料第2号 池袋駅東口D地区地区計画 都市計画図書一式 ・参考資料第2号 池袋駅西口A地区地区計画 都市計画図書一式 ・参考資料第2号 池袋駅西口B地区地区計画 都市計画図書一式 ・参考資料第2号 池袋駅西口C地区地区計画 都市計画図書一式 ・参考資料第2号 池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画 都市計画図書一式 <p>議案9に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料第1号 東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について ・参考資料第1号 東池袋地区地域冷暖房施設 都市計画図書一式
<p>その他</p>	